

遡及適用要件に関する検査の記載の整理

改正対象

鋼船規則検査要領 B 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
安全設備規則検査要領
高速船規則検査要領
（日本籍船舶用及び外国籍船舶用（翻訳））
無線設備規則検査要領
居住衛生設備規則検査要領
（日本籍船舶用）
旅客船規則検査要領
（外国籍船舶用（翻訳））

改正理由

鋼船規則等の技術要件は基本的に新造船に対する要件であると位置付けている。一方、就航船に対して遡及適用される要件は船級維持検査の一部として整理され、臨時検査の 1 項目として規定されている。

当該臨時検査の規定を見直し、既に対象船舶全てに適用されている項目は削除する等、当該規定の整理をした。

今般、上記整理に基づき、関連規定を改める。

改正内容

就航船に遡及適用される臨時検査の項目の規定を改める。

施行及び適用

2027 年 1 月 1 日から施行

ID:DX26-03

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B1 通則 B1.1 検査 B1.1.3 船級維持検査の時期 -3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。 (1) (省略) (削除) (削除) (削除)	鋼船規則検査要領 B 編 船級検査 B1 通則 B1.1 検査 B1.1.3 船級維持検査の時期 -3. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。 (1) (省略) (2) 貨物ホース 2002 年 7 月 1 日以降に、液化ガスばら積船又は危険化学品ばら積船に新たに備えられる貨物ホースについては、それぞれ規則 N 編 5.11.7 又は S 編 5.7.3 に適合しているものであることを、備え付け時に検査により確認を受ける。 (3) 2003 年 9 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって、船級符号に規則 A 編 1.2.5-2.に掲げる (Class IA Super Ice Strengthening) 又は (Class IA Ice Strengthening) の付記を有するものについては、船舶が引渡された年から 20 年が経過する年の 1 月 1 日までに、規則 I 編 8.4.2-2.の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。 (4) 暴露甲板前方部分に設置される艀装品の追加要件	全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。また、2003 年 9 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶で、未完工船舶はない。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。また、2004 年 1 月 1 日

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
	2004 年 1 月 1 日より前に建造契約を行なった L_c が 100 m 以上の船舶であって、専ら液体を運送する船舶以外の貨物船（コンテナ船，自動車運搬船，ロールオン・ロールオフ船及びチップ船を除く）にあつては，船首隔壁より前方にある区画及び区画の前端が船首隔壁位置より前方にある区画の暴露甲板に設置される小倉口，通風筒及び空気管について，規則 C 編 1 編 14.7.1, 14.12.4.3 及び規則 D 編 13.6.5 の要件に適合することを確認するための検査を次に掲げる時期までに行わなければならない。ここで，L_c は，規則 C 編 1 編 1.4.3.1-1.に定める船の長さとする。 (a) 2004 年 1 月 1 日時点での建造後の経過年数が 15 年以上の船舶にあつては，2004 年 1 月 1 日以降の最初の間検査又は定期検査のいずれか早い時期 (b) 2004 年 1 月 1 日時点での建造後の経過年数が 10 年以上 15 年未満の船舶にあつては，2004 年 1 月 1 日以降の最初の定期検査の時期（当該定期検査の時期が建造後 15 年に達する日を超える場合，その日の後の最初の間検査又は定期検査のいずれか早い時期としなければならない。） (c) 2004 年 1 月 1 日時点での建造後の経過年数が 10 年未満の船舶にあつては，建造後 10 年に達する日（2004 年 1 月 1 日から建造後 10 年に達する日までの間に間検査又は定期検査の時期のいずれもない場合には，建造	前より前に建造契約を行つた船舶で，未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	<u>後 10 年に達する日の後の最初の間接検査又は定期検査のいずれか早い時期として差し支えない。)</u> (5) (削除)	
(日本籍船舶用)	(日本籍船舶用)	
(削除)	(6) (削除)	
(削除)	(7) <u>小型の危険化学品ばら積船に備える制御式通気装置の二次的措置</u> <u>2002 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった総トン数 500 トン未満の危険化学品ばら積船は、2007 年 1 月 1 日を超えない日までに、規則 S 編 8.2.3 で規定される装置を備えていることを、検査により確認を受ける。ただし、国際航海に従事しない当該船舶にあつては、2007 年 1 月 1 日以降の最初に予定されている入渠又は上架の時に、規則 S 編 8.2.3 で規定されている装置を備えていることを、検査により確認を受ける。</u>	ここから日本籍及び外国籍船舶用 全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。また、2002 年 7 月 1 日前に建造開始段階に対象船舶で、未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。
(削除)	(8) <u>規則 I 編 8.1.2-3.の適用上、2007 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶にあつて夏期満載喫水線が最大氷海喫水線より上方にあるものについては、2007 年 7 月 1 日以降の最初に予定されている入渠又は上架の時期までに、氷水域を航行する際の最大氷海喫水及び注意標識を標示していることを検査により確認する。その際、最大氷海喫水及び最小氷海喫水（船首、中央及び船尾における値）並びに主機出力を、船級登録原簿に注記する。</u>	全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。また、2007 年 7 月 1 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無く、未完工船も無い。

「溯及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	(9) <u>固定式炭酸ガス消火装置の安全対策</u> <u>1994 年 10 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶に設置された固定式炭酸ガス消火装置であって、機関区域又は貨物ポンプ室を保護するために備えられているものについては、2010 年 1 月 1 日以降最初に予定されている入渠又は上架の時期までに、規則 R 編 25.2.2-2.(1)及び(2)に規定される要件に適合していることを、検査により確認を受ける。ただし、国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 R 編 25.2.2-2.(1)及び(2)に規定される要件に代えて、本会が適当と認める対策を認めることがある。</u>	全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。 また、1994 年 10 月 1 日前に建造段階にあった船舶で、未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。
(2) (省略) (削除)	(10) (省略) (11) <u>2010 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であつて、閉囲された車両積載区域又は閉囲されたロールオン・ロールオフ区域に固定式加圧水噴霧装置を設けている場合については、2010 年 1 月 1 日以降の最初の検査の時期までに、規則 R 編 20.5.1-5.で規定される措置が講じられていることを、検査により確認を受ける。</u>	全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。 また、2010 年 1 月 1 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。
(削除)	(12) <u>危険物運送要件</u> <u>梱包された危険物を運送する 1984 年 9 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日の間に建造開始段階にあった総トン数 500 トン以上の貨物船及び 1992 年 2 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日の間に建造開始段階にあった総トン数 500 トン未満の貨物船にあつては、2011 年 1 月 1 日以降の最初の定期検査までに、規則 R 編表 R19.1 及び規則 R 編表 R19.3</u>	全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。 また、2010 年 12 月 31 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
	<u>の規定に従い、規則 R 編 19.3 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。ただし、以下に従うものとする。</u> <u>(a) 1984 年 9 月 1 日から 1992 年 1 月 31 日の間に建造開始段階にあった総トン数 500 トン以上の貨船舶にあっては、建造時において適用された要件に適合している場合、規則 R 編 19.3.3 の要件に適合する必要はない。</u> <u>(b) 1984 年 9 月 1 日から 1998 年 6 月 30 日の間に建造開始段階にあった総トン数 500 トン以上の貨物船にあっては、規則 R 編 19.3.10-1.及び 19.3.10-2.の要件に適合する必要はない。</u> <u>(c) 1992 年 2 月 1 日から 1998 年 6 月 30 日の間に建造開始段階にあった総トン数 500 トン未満の貨物船にあっては、規則 R 編 19.3.10-1.及び 19.3.10-2.の要件に適合する必要はない。</u> <u>(d) 1992 年 2 月 1 日から 2002 年 6 月 30 日の間に建造開始段階にあった総トン数 500 トン以上の貨物船にあっては、建造時において適用された要件に適合している場合、規則 R 編 19.3.3 の要件に適合する必要はない。</u> <u>(e) 1984 年 9 月 1 日から 2002 年 6 月 30 日の間に建造開始段階にあった総トン数 500 トン以上の貨物船にあっては、建造時において適用された要件に適合している場合、規則 R 編 19.3.1, 19.3.5, 19.3.6 及び 19.3.9 の要件に適</u>	

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	<u>合する必要はない。</u> (13) <u>可搬式酸素濃度計測器</u> <u>2012 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあったタンカーは、2012 年 1 月 1 日以降の最初の検査の時期までに、規則 R 編 4.5.7(1)で規定される酸素濃度の測定用の可搬式計測器を機器の校正のための装置とともに備えていることを、検査により確認を受ける。</u>	全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。また、2012 年 1 月 1 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。
(削除)	(14) <u>火炎の侵入を防止する装置（フレームスクリーン、フレームアレスタ、デトネーションフレームアレスタ及び高速排出装置）</u> <u>2013 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶に要求される火炎の侵入を防止する装置であって、規則 S 編 17 章表 S17.1 中の i”欄に IIB, IIC 又は空欄表示される貨物を運送する船舶については、2013 年 1 月 1 日以降最初に予定されている入渠又は上架の時期までに、船用材料・機器等の承認要領第 6 編 7 章 7.4.2-2.に規定される要件に適合した装置を備えていることを、検査により確認を受ける。</u>	全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。また、2013 年 1 月 1 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。
(削除)	(15) <u>呼吸具の再充填装置及び予備シリンダ</u> <u>2014 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶にあっては、2014 年 7 月 1 日以降の最初の検査の時期までに、規則 R 編 15.2.3 に規定される要件に適合していることを、検査により確認を受ける。</u>	全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。また、2014 年 7 月 1 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>(3)</u> (省略) <u>(4)</u> (省略) <u>(5)</u> (省略) <u>(6)</u> (省略) <u>(7)</u> (省略) <u>(8)</u> (省略) <u>(9)</u> (省略) <u>(10)</u> (省略) (日本籍船舶用) (削除)	<u>(16)</u> (省略) <u>(17)</u> (省略) <u>(18)</u> (省略) <u>(19)</u> (省略) <u>(20)</u> (省略) <u>(21)</u> (省略) <u>(22)</u> (省略) <u>(23)</u> (省略) (日本籍船舶用) <u>(24) プッシャーバージ</u> <u>推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合して一体となって航行する場合は、次によること。</u> <u>(a) 推進機関及び帆装を有しない船舶が規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、推進機関を有する船舶と当該推進機関及び帆装を有しない船舶の両方又は片方が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、それらの船舶は、2018 年 7 月 31 日までに、それぞれ規則 O 編 5.1.1-2.及び規則 Q 編 1.1.1-4.に規定する要件を満たしていることを、検査により確認を受ける。</u> <u>(b) 推進機関及び帆装を有しない船舶が規則 O 編 5.1.1-2.(1)及び(2)のいずれにも該当せず、かつ、推進機関を有する船舶が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、当該推進機関を有する船舶は、2018 年 7 月 31 日ま</u>	2018 年 7 月 31 日までに確認検査は要求されている。また、2003 年 8 月 1 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	<u>でに、規則 O 編 5.8.1 に規定する要件を満たしていることを、検査により確認を受ける。</u> (25) <u>液化ガスばら積船の貨物格納設備に関する検査計画書（独立型タンクタイプ B のタンクにあっては、就航後の非破壊検査方案、メンブレン方式又はセミメンブレン方式タンクにあっては、貨物格納設備の就航後の検査方案を含む。）</u> <u>2016 年 7 月 1 日以降建造開始段階にあった液化ガスばら積船にあっては、2018 年 7 月 1 日以降の最初の検査の時期までに、規則 N 編 4.3.6 に規定する貨物格納設備の検査計画書を備えていることを、検査により確認を受ける。</u>	ここから日本籍及び外国籍船舶用 全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。
(11) (省略)	(26) (省略)	
(12) (省略)	(27) (省略)	
(13) (省略)	(28) (省略)	
(14) (省略)	(29) (省略)	
(15) (省略)	(30) (省略)	
(日本籍船舶用)	(日本籍船舶用)	
(16) (省略)	(31) (省略)	

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領 2 編 検査 1 章 通則 1.1 一般 1.1.3 検査の実施及び時期 規則 2 編 1.1.3-5.(3)に該当する臨時検査については、 次による。 (削除) (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略)	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 検査要領 2 編 検査 1 章 通則 1.1 一般 1.1.3 検査の実施及び時期 規則 2 編 1.1.3-5.(3)に該当する臨時検査については、 次による。 (1) 船舶間貨物油積替作業手引書 <u>2011 年 1 月 1 日前に引き渡しされた船舶であつて、海上において、油タンカー間で貨物油の移送を行う総トン数 150 トン以上の油タンカーにあつては、2011 年 1 月 1 日以降の最初の年次検査、中間検査又は定期検査の時期までに、規則 3 編 1.2.4 の規定に適合した船舶間貨物油積替作業手引書を備えていることを、検査により確認を受ける。</u> (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略) (5) (省略)	全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(5) (省略) (削除)	(6) (省略) (7) 排ガス再循環装置 <u>規則 8 編 2.1.1-5.に規定する排ガス再循環装置を備えるディーゼル機関が搭載される船舶であって、2020 年 7 月 1 日前に引き渡しが行われるものにあつては、2020 年 7 月 1 日以降の最初の定期的検査の時期までに、附属書 8-2.1 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u>	EGR を有し、2020 年 7 月 1 日より前に完工した船舶の検査確認日は過ぎている。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。
(6) (省略)	(8) (省略)	
(7) (省略)	(9) (省略)	
(8) (省略)	(10) (省略)	

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
安全設備規則検査要領 2 編 検査 1 章 通則 1.1 一般 1.1.3 検査の実施及び時期 -1. 規則 2 編 1.1.3-5.(2)に該当する臨時検査については次による。 (日本籍船舶用) (削除)	安全設備規則検査要領 2 編 検査 1 章 通則 1.1 一般 1.1.3 検査の実施及び時期 -1. 規則 2 編 1.1.3-5.(2)に該当する臨時検査については次による。 (日本籍船舶用) <u>(1) プッシャーバージ</u> <u>推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合して一体となって航行する場合は、次によること。</u> <u>(a) 推進機関及び帆装を有しない船舶が鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、推進機関を有する船舶と当該推進機関及び帆装を有しない船舶の両方又は片方が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、それらの船舶は、2018 年 7 月 31 日までに、規則 1 編 1.1.1-9.に規定する要件</u>	2018 年 7 月 31 日までに確認検査は要求されている。また、2003 年 8 月 1 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(1) (省略) (2) (省略) (削除) (削除)	を満たしていることを、検査により確認を受ける。 (b) 推進機関及び帆装を有しない船舶が鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)及び(2)のいずれにも該当せず、かつ、推進機関を有する船舶が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、当該推進機関を有する船舶は、2018 年 7 月 31 日以後の最初の定期的検査の時期までに、規則 4 編 2.1.4-3.に規定する要件を満たしていることを、検査により確認を受ける。 (2) (省略) (3) (省略) (4) 自由降下進水式救命艇を除くつり索によって進水する救命艇の離脱装置 2013 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって、規則 3 編 3.13.7-6.(4)から(6)の要件に適合しない自由降下進水式救命艇を除くつり索によって進水する救命艇の離脱装置について、2014 年 7 月 1 日より後の最初に予定されている入渠又は上架の時期までに規則 3 編 3.13.7-6.の要件に適合した当該離脱装置が備えられることを確認する。(ただし、2019 年 7 月 1 日を超えてはならない。) (5) 電子海図情報表示装置 国際航海に従事する船舶について、次の時期までに規則 4 編 2.1.33 に適合する電子海図情報表示装置が備えられることを確認する。ただし、次の(a)から(d)に定める日より後、2 年以内に廃船	ここから日本籍及び外国籍船舶用 2019 年 7 月 1 日までに確認を要求されている。また、2013 年 1 月 1 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は無い。 Laid-up により確認が未実施な対象船舶には関連の Note に記載している。 全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。また、2012 年 7 月 1 日及び 2013 年 7 月 1 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	することが主管庁により確認され、電子海図情報表示装置の備え付けを免除された船舶にあってはこのかぎりでない。なお、次に示す「タンカー」とは、規則 4 編 1.1.1-2.に規定する「タンカー」をいう。 (a) 2012 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 3,000 トン以上のタンカーについては、2015 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。 (b) 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 50,000 トン以上のタンカー以外の船舶については、2016 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。 (c) 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 20,000 トン以上 50,000 トン未満のタンカー以外の船舶については、2017 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。 (d) 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある総トン数 10,000 トン以上 20,000 トン未満のタンカー以外の船舶については、2018 年 7 月 1 日以降の最初に予定される定期的検査の日。 (6) 船橋航海当直警報装置 2011 年 7 月 1 日前に建造開始段階にある船舶について、次の時期までに規則 4 編 2.1.32 に適合する船橋航海当直警報装置が備えられることを確認する。	無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。 全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。また、2011 年 7 月 1 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は無い。

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(日本籍船舶用) (3) (省略) (削除) (削除)	(a) <u>総トン数 3,000 トン以上の船舶については、2012 年 7 月 1 日より後の最初に予定される定期的検査の日。</u> (b) <u>総トン数 500 トン以上 3,000 トン未満の船舶については、2013 年 7 月 1 日より後の最初に予定される定期的検査の日。</u> (c) <u>総トン数 150 トン以上 500 トン未満の船舶については、2014 年 7 月 1 日より後の最初に予定される定期的検査の日。</u> (日本籍船舶用) (7) (省略) <u>-2. 前-1.(5)において、2012 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった総トン数 3,000 トン以上のタンカー及び 2013 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった総トン数 10,000 トン以上のタンカー以外の船舶であって、それぞれ-1.(5)(a)から(d)に定める日以降に引き渡しが行われる船舶にあつては、-1.(5)の規定にかかわらず、登録検査において規則 4 編 2.1.33 に適合する電子海図情報表示装置が備えられることを確認する。</u> <u>-3. 前-1.(6)において、2011 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶であって、それぞれ-1.(6)(a), (b)又は(c)に定める日より後に引き渡しが行われる船舶にあつては、-1.(6)の規定にかかわらず、登録検査において規則 4 編 2.1.32 に適合する船橋航海当直警報装置が備えられることを確認する。</u>	Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。 ここから日本籍及び外国籍船舶用 前-1.(5)に併せて削除する。 前-1.(6)に併せて削除する。

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
無線設備規則検査要領 2 章 検査 2.1 一般 2.1.2 検査の実施及び時期 -1. 規則 2.1.2-5.(3)に該当する臨時検査については次による。 (日本籍船舶用) (削除)	無線設備規則検査要領 2 章 検査 2.1 一般 2.1.2 検査の実施及び時期 -1. 規則 2.1.2-5.(3)に該当する臨時検査については次による。 (日本籍船舶用) (1) <u>プッシャーバージ</u> <u>推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合して一体となって航行する場合は、次によること。</u> (a) <u>推進機関及び帆装を有しない船舶が鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、推進機関を有する船舶と当該推進機関及び帆装を有しない船舶の両方又は片方が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、それらの船舶は、2018 年 7 月 31 日までに、規則 1.1.1-4.に規定する要件を満たしていることを、検査により確認を受ける。</u> (b) <u>推進機関及び帆装を有しない船舶が鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、推進機関を有する船舶と当該推進機関及び帆装を有しない船舶の両方又は片方が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、それらの船舶は、2018 年 7 月 31 日までに、規則 1.1.1-4.に規定する要件を満たしていることを、検査により確認を受ける。</u>	2018 年 7 月 31 日までに確認検査は要求されている。また、2003 年 8 月 1 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
極海域航行船 2017 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった鋼船 規則Ⅰ編 1.1.1-2.に規定する極海航行船にあっては、2018 年 1 月 1 日後の最初の定期検査の時期までに、規則 5 章の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。	<u>則 O 編 5.1.1-2.(1)及び(2)のいずれにも該当せず、かつ、推進機関を有する船舶が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、当該推進機関を有する船舶は、2018 年 7 月 31 日以後の最初の定期的検査の時期までに、規則 4.2 から 4.4 に規定する要件を満たしていることを、検査により確認を受ける。</u> (2) 極海域航行船 2017 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった鋼船 規則Ⅰ編 1.1.1-2.に規定する極海航行船にあっては、2018 年 1 月 1 日後の最初の定期検査の時期までに、規則 5 章の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。	ここから日本籍及び外国籍船舶用 (1)削除に伴い号番号削除

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(日本籍船舶用) 居住衛生設備規則検査要領 2 編 検査 1 章 通則 1.1 一般 1.1.3 検査の実施及び時期 -1. 規則 2 編 1.1.3-5.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。 (削除) (削除)	(日本籍船舶用) 居住衛生設備規則検査要領 2 編 検査 1 章 通則 1.1 一般 1.1.3 検査の実施及び時期 -1. 規則 2 編 1.1.3-5.にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。 -2. <u>規則 2 編 1.1.3-5.(2)に該当する臨時検査については次による。</u> (1) <u>プッシャーバージ</u> <u>推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合して一体となって航行する場合は、次によること。</u> <u>(a) 推進機関及び帆装を有しない船舶が鋼船規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、推進機関を有する船舶と当該推進</u>	規則 2 編 1.1.3-5.(2)は今後遡及適用要件が追加される可能性があるため残す。 2018 年 7 月 31 日までに確認検査は要求されている。また、2003 年 8 月 1 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	<u>機関及び帆装を有しない船舶の両方又は片方が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、それらの船舶は、2018 年 7 月 31 日までに、規則 1 編 1.1.1-6.に規定する要件を満たしていることを、検査により確認を受ける。</u> (2) <u>水中翼船の椅子席</u> <u>2009 年 4 月 27 日前に建造開始段階にあった水中翼船について、規則 3 編 1.5.3, 2.1.7 及び 3.3.4 に規定する要件に適合していることを確認する。</u>	な状態の船舶は無い。 全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。また、2009 年 4 月 27 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
高速船規則検査要領 2 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.3 臨時検査 規則2編 1.1.3(5)に該当する臨時検査については、次による。 (削除) (1) (省略) (2) (省略) (3) (省略)	高速船規則検査要領 2 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.3 臨時検査 規則2編 1.1.3(5)に該当する臨時検査については、次による。 (1) 危険物運送要件 <u>梱包された危険物を運送する 2002 年 7 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日の間に建造開始段階にあった国際航海に従事する船舶にあっては、2011 年 1 月 1 日以降の最初の定期検査までに、“高速船の安全に関する国際規則（IMO Resolution MSC.97(73) THE INTERNATIONAL CODE OF SAFETY FOR HIGH SPEED CRAFT)” 第 7 章(IMO Resolution MSC.271(85)の改正含む) 表 7.17-1 及び表 7.17-3 の規定に従い、7.13.3 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略)	全ての対象船舶の検査確認日は、過ぎている。また、2010 年 12 月 31 日前に建造段階にあった対象船舶で、未完工船は無い。 Laid-up 又は Suspended 状態により検査未実施な状態の船舶は無い。

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(4) (省略)	(5) (省略)	

DRAFT

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(外国籍船舶用) 旅客船規則検査要領 2 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.3 船級維持検査の時期 -1. 規則 2 編 1.1.3-3.の適用において、鋼船規則検査要領 B1.1.3-3. <u>((10))</u>を除く。)に規定するものに加えて、次による。 (削除) (削除)	(外国籍船舶用) 旅客船規則検査要領 2 編 船級検査 1 章 通則 1.1 検査 1.1.3 船級維持検査の時期 -1. 規則 2 編 1.1.3-3.の適用において、鋼船規則検査要領 B1.1.3-9. <u>((22))</u>を除く。)に規定するものに加えて、次による。 (1) 1994 年 10 月 1 日前に建造開始段階にあった 36 人を超える旅客を運送する旅客船については、<u>海上安全委員会の決議 MSC.24(60)で採択された 1974 年海上人命安全条約の改正，II-2 章第 41-1 規則に定める日までに同規則の定めるところに従い同第 41-2 規則の規定に適合していることを，検査により確認を受ける。ただし，国際航海に従事しないものにあつては，当該規定を適用する必要はない。</u> (2) 2008 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった国際航海に従事する船舶については，2008 年 7 月 1	B 編検査要領での遡及適用要件削除に伴う参照先の変更。

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	<u>日後の最初の検査の時期までに、海上安全委員会の決議 MSC.216(82)で採択された 1974 年海上人命安全条約の改正、II-2 章第 5 規則 3.1.3.2 及び 3.4 の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。</u> (3) <u>2010 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった国際航海に従事する船舶は、2010 年 1 月 1 日までに、規則 3 編 1.1.1-4.で参照される非常用曳航手順書の要件（鋼船規則 C 編 1 編 14.5.3 又は CS 編 23.3）に適合していることを、検査により確認を受ける。</u>	
(削除)	(4) <u>梱包された危険物を運送する 1984 年 9 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日の間に建造開始段階にあった旅客船にあっては、2011 年 1 月 1 日以降の最初の定期検査までに、SOLAS II-2 章 19 規則、表 19.1 及び表 19.3 の規定に従い、19.3 規則の規定に適合していることを、検査により確認を受ける。ただし、以下に従うものとする。</u> (a) <u>1984 年 9 月 1 日から 1986 年 6 月 30 日の間に建造開始段階にあった旅客船であって、海上安全委員会の決議 MSC.1(XLV)で採択された 1974 年海上人命安全条約の改正 II-2 章第 54.2.3 規則に適合している場合においては、SOLAS II-2 章 19.3.3 規則の要件に適合する必要はない。</u> (b) <u>1986 年 7 月 1 日から 1992 年 1 月 31 日の間に建造開始段階にあった旅客船であって、海上安全委員会の決議 MSC.6(48)で採択された</u>	

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(削除)	<u>1974 年海上人命安全条約の改正 II-2 章第 54.2.3 規則に適合している場合においては、 SOLAS II-2 章 19.3.3 規則の要件に適合する必要はない。</u> <u>(c) 1984 年 9 月 1 日から 1998 年 6 月 30 日の間に建造開始段階にあった旅客船にあっては、 SOLAS II-2 章 19.3.10.1 規則及び 19.3.10.2 規則の要件に適合する必要はない。</u> <u>(d) 1992 年 2 月 1 日から 2002 年 6 月 30 日の間に建造開始段階にあった旅客船であって、海上安全委員会の決議 MSC.13(57)で採択された 1974 年海上人命安全条約の改正 II-2 章第 54.2.3 規則に適合している場合においては、 SOLAS II-2 章 19.3.3 規則の要件に適合する必要はない。</u> <u>(e) 1984 年 9 月 1 日から 2002 年 6 月 30 日の間に建造開始段階にあった旅客船であって、海上安全委員会の決議 MSC.1(XLV)で採択された 1974 年海上人命安全条約の改正 II-2 章第 54.2.1, 54.2.5, 54.2.6 及び 54.2.9 規則に適合している場合においては、 SOLAS II-2 章 19.3.1, 19.3.5, 19.3.6 及び 19.3.9 規則の要件に適合する必要はない。</u> <u>(5) 閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器 2016 年 7 月 1 日前に建造開始段階にあった国際航海に従事する総トン数 500 トン未満の船舶について、2016 年 7 月 1 日以降の最初の検査の時期までに、鋼船規則 B 編 1.5.1 に適合する可搬式</u>	

「遡及適用要件に関する検査の記載の整理」 新旧対照表

新	旧	備考
(1) (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略)	<u>ガス検知器を備えていることを確認する。</u> (6) (省略) (7) (省略) (8) (省略) (9) (省略)	
附 則		
1. この改正は、2027 年 1 月 1 日から施行する。		